

行政減量・効率化有識者会議（第21回）議事概要

1．日時

平成18年10月27日（金）9：30～12：20

2．場所

総理官邸4階大会議室

3．出席者

林芳正 内閣府副大臣

〔委員〕

飯田亮（座長）、朝倉敏夫（座長代理）、翁百合、櫻谷隆夫、富田俊基、船田宗男、森貞述の各委員

〔内閣官房〕

坂篤郎内閣官房副長官補

〔事務局〕

福井良次行政改革推進本部事務局長、江澤岸生行政改革推進本部事務局次長、大藤俊行行政改革推進本部事務局次長、鈴木正徳行政改革推進本部事務局審議官 ほか

〔文部科学省〕

（日本学生支援機構）

辰野裕一大臣官房審議官、村田善則高等教育局学生支援課長

（科学技術振興機構、日本学術振興会）

藤木完治大臣官房審議官、吉川晃科学技術・学術総括官、磯谷桂介研究振興局学術研究助成課長、田中正朗科学技術・学術政策局基盤政策課長

（日本私立学校振興・共済事業団）

磯田文雄高等教育局私学部長、芦立訓高等教育局私学部私学助成課長

4．主な議題

独立行政法人の見直しに関する各省ヒアリング

日本学生支援機構（文部科学省）

科学技術振興機構、日本学術振興会（文部科学省）

日本私立学校振興・共済事業団（文部科学省）

5．議事の経過

独立行政法人の見直しに関する各省ヒアリング

〔日本学生支援機構〕

資料に沿って文部科学省からの説明が行われた後、各委員等から述べられた主な指摘は以下のとおり。

- ・ 奨学金制度を適切にマネジメントするためには、当該業務に法人の資源を集中し

なければならない。このため、奨学金事業以外の業務で他に代替できると思われる業務（留学生への日本語教育、国際交流会館（留学生宿舎等））については、整理縮小することが必要である。

- ・ 奨学金事業の貸与基準が甘いのではないかと。真に必要とする者に奨学金を貸与するという本来の制度の趣旨を踏まえ、基準の在り方を検討することが必要である。また、奨学金の貸与に当たっては、大学との連携を深め、貸与基準や機関保証の厳格な運用に努めるとともに、連帯保証人を設ける際は、担保能力等の審査を行うべきである。
- ・ 奨学金の上限金利制度については、今後の金利動向等を踏まえ、制度の在り方を検討することが必要である。
- ・ 奨学金制度の持続可能性を確保するためには、当該業務が金融業務であることを十分認識した上で、奨学金の適切かつ確実な回収に努めることが必要である。その際、アメリカの奨学金制度等を参考にしながら、更なる回収策の充実に努めることが必要である。また、総回収コストの削減を図っていくことも必要である。
なお、回収業務に当たっては、中期目標等において、総回収率に係る数値目標等の数値目標を設けて取り組むことが必要である。

[科学技術振興機構、日本学術振興会]

資料に沿って文部科学省からの説明が行われた後、各委員等から述べられた主な指摘は以下のとおり。

- ・ 昨今の研究費助成を巡る不正使用の問題に鑑みると、近年の競争的研究資金の増加に、法人のマネジメントが追いついてない印象がある。
- ・ 研究費助成の予算の拡大に伴って、特定の研究者に配分が集中し、研究者・研究機関のマネジメントがオーバーフローしている。研究者・研究機関の管理能力に見合った金額に研究助成の金額を抑制することが必要である。
- ・ 研究費助成に業務を重点化し、これを適切に行っていくのであれば、研究費助成以外の業務（外国人宿舎、海外事務所、日本科学未来館の運営管理）について、民間でやれるのではないかとという視点で見直すことが必要である。
- ・ 文部科学省が科学技術政策を推進する上で、両法人にどのような役割・成果を求めるのかより明確にすることが必要である。ついては、中期目標等に適切なアウトプット指標を設け、文部科学省が独立行政法人に何をやらせるのかをはっきりさせ、きちんと評価・把握することが必要である。
- ・ 両法人は、同程度の事業規模にもかかわらず、職員数に大きな違いがある。科学技術振興機構においては、組織のスリム化の余地があるのではないかと。
- ・ 両法人の統合に関しては、学術的な研究と政策的な研究を仕分けの上、業務を行うことが大切だと考えられるが、他方で両法人の統合に伴いどのような支障が本当に生じるのか外国の例などを検証しつつ、引き続き議論をすべきである。

[日本私立学校振興・共済事業団]

資料に沿って文部科学省からの説明が行われた後、各委員等から述べられた主な指摘

は以下のとおり。

- ・ 少子化が進み私学の経営を巡る情勢が厳しくなる中、破綻する学校法人が増えることが予想されることから、債権管理を厳格化し、貸倒引当金も適正な水準を計上すべきである。
- ・ 貸付事業と経常的経費補助といった相異なる事業を、事業団が一体で実施している。貸付の回収のために補助金を交付することも可能であるなど問題になりかねないことから、両事業について明確な基準を設けるなど、相互の事業でもたれ合いがないような措置が必要である。
- ・ 貸付事業については、融資率の引き下げについても検討することが必要である。また、当該業務に関する政策金融機関との関係を整理すべきである。

閉会

< 文責：行政改革推進本部事務局（速報のため事後修正の可能性あり） >

今回会議の資料は、行革事務局ホームページの次の箇所に掲載しています。

<http://www.gyokaku.go.jp/genryoukourituka/dai21/siryoku.html>